

## 「営繕工事における週休2日促進工事試行要領」に関する補足資料

1. 公告、通知書及び現場説明書（要領6 対象工事である旨等の明示）の記載は別記1の記載例を参考にする。
2. 工事打合せ簿（要領7（1）①）の記載は別記2の記載例を参考に示す。
3. 現場閉所（現場休息）状況の確認（要領2及び7（1））は、別添資料を参考に実施工程表に追加記載するなどして行う。
4. 監督職員は毎月提出される工事月報に添付される実施工程表の他、施工中の施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所（現場休息）の実施状況を確認する。（要領7（1）②）
5. 工事成績評定における評価（要領7（4））は「週休2日モデル工事の試行要領4.③工事成績評定における評価」を準用する。ただし、営繕工事では、当初に「4週8休」、「4週7休」、「4週6休」の選択を要しないので、4週6休以上の現場閉所（現場休息）の状況に応じて加点を実施する。
6. 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正（要領5（1））については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和2年6月23日付け国営積第4号）を準用する。